覚 書(サンプル)

覚 書

〇〇株式会社（以下、甲という）と□□株式会社（以下、乙という）とは、乙の製造・販売する製品のうち日本工業規格（JIST9254）の認証を受けている製品（以下、製品という）を甲が顧客に転売又はレンタルする取引に関して、以下のとおり覚書を締結する。

第１条 （改造の禁止）

甲は、乙の書面による事前の承諾なしに、製品を改造してはならない。

第２条 （製品供給時等の対応）

１．甲は、甲の顧客に製品を提案・供給する前に、乙が提供する製品の取扱説明書及びマニュアル類等（以下、取扱説明書等という）の内容をよく理解するとともに、以下の事項について遵守するものとする。

① ベッドを構成する各ユニット，サイドレールおよびベッド用グリップは、取扱説明書等に乙が定める適切な型式番号の組合せで行うこと

② 乙が定める適切な型式番号の組合せであっても認証以前のものを組み合わせてはならない

③ 甲は、当該ベッドの完成時に JIST9254 の要求する性能を維持できるよう、乙の提供する取扱説明書等に基づいた、各ユニットの組立て・組付け及び完了後の確認を実施すること

２．甲は、甲の顧客に製品を引渡す際、取扱説明書等を甲の顧客に交付すること。

第３条 （苦情等の情報の取扱い）

製品の品質に関し、第三者から苦情その他の情報提供等があった場合、甲乙は速やかに相手方に連絡すると共に必要な情報を交換し、双方協力して問題解決を図るものとする。

【第４条以降は，契約当事者間の協議によるもので，その一例を示す。】

第４条　（第三者への転売等）

甲が、転売又は顧客へのレンタルとして使用することを目的とする他の事業者（以下、丙という）に製品を販売又はレンタルする場合、甲は丙に対して、本覚書により甲が負う一切の義務と同様の義務を、甲の責任において、丙に課すものとする。

第５条　（違背時の対応）

１．　甲が本覚書の各条項の一に違背した場合、甲が違背の状況を改善したことが確認できるまでの間、乙は甲に対し、製品の出荷を見合わせることができる。

２．　甲が本覚書の各条項の一に違背したことによって乙が損害を蒙った場合、乙が甲に対し損害賠償請求できる。

第６条　（有効期間及び有効期間の継続）

１．本覚書の有効期間は１年とする。

２．特に甲乙の申し出がない限り，契約は１年単位で更新されるものとする。

第７条　（協議解決）

本覚書の内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上これを解決するものとする。

以上、本覚書締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲：

乙：

※　2009.04.14

第２条（製品供給時等の対応）から、マットレスの組み合わせに関する記述を削除